

平成27年2月6日

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

1 制定理由

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、介護保険法が一部改正されたことから、関係条例の整理に係る所要の改正をしようとするものである。

2 対象条例

No.	条例名
1	青森市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成二十五年青森市条例第四号)
2	青森市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成二十五年青森市条例第六号)
3	青森市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例 (平成二十五年青森市条例第九号)
4	青森市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例 (平成二十五年青森市条例第十一号)

3 改正内容

介護保険法第八条の二第二項（介護予防訪問介護）及び第七項（介護予防通所介護）が削除となり、項ずれが生じたことから、同法同条の各項を引用している各条例を改正しようとするものである。

※別紙「参考（介護保険法）」参照

4 施行期日

平成27年4月1日

改正後	改正前
<p><u>6</u> (略)</p> <p><u>7</u> (略)</p> <p><u>8</u> (略)</p> <p><u>9</u> (略)</p> <p><u>10</u> (略)</p> <p><u>11</u> (略)</p> <p><u>12</u> (略)</p> <p><u>13</u> (略)</p> <p><u>14</u> (略)</p> <p><u>15</u> (略)</p> <p><u>16</u> (略)</p> <p>(以下省略)</p>	<p><u>で定めるもの及び機能訓練を行うこと(介護予防認知症対応型通所介護に該当するものを除く。)をいう。</u></p> <p><u>8</u> (略)</p> <p><u>9</u> (略)</p> <p><u>10</u> (略)</p> <p><u>11</u> (略)</p> <p><u>12</u> (略)</p> <p><u>13</u> (略)</p> <p><u>14</u> (略)</p> <p><u>15</u> (略)</p> <p><u>16</u> (略)</p> <p><u>17</u> (略)</p> <p><u>18</u> (略)</p> <p>(以下省略)</p>